

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の脱炭素先行地域における民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロ及び民生部門電力以外の温室効果ガスの排出量削減などの脱炭素先行地域づくりを推進し、脱炭素社会の実現による地域活性化を図るため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）第3条第2項に規定する脱炭素先行地域づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては、国要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）及び甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、国要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)「” 隼（甲斐）より始めよ “人と資源の循環モデル ゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」の対象とする地域の位置及び範囲に規定するものをいう。
- (2) 事業所等 脱炭素先行地域内に所在し、専ら事業の用に供する事業所、営業所、店舗その他これらに類する建築物又は土地をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団
- (3) 法人の場合にあつては、役員が甲斐市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員」という。）である者
- (4) 法人でない団体の場合にあつては、団体の代表者が暴力団員である者
- (5) 個人の場合にあつては、当該個人が暴力団員である者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、事業着手

前に市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に申請者に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の可否を決定したときは、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第 6 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 市長は、補助金の交付に当たり、交付決定者に対し次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国要綱の定めるところによるものとする。
- (2) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 取得財産等について、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間をいう。第 12 条及び第 13 条において同じ。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(5) 補助対象事業の完了により交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により本文に規定する期日までに提出できないと市長が認めるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の交付額確定通知書を受けたときは、速やかに甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金支払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、交付決定者が契約を締結した者に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金受領委任払請求書（様式第8号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により交付決定者が契約を締結した者に補助金を交付したときは、交付決定者に補助金を交付したものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(書類の保管)

第12条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等について処分制限期間を経過しない場合は、当該期間を経過するまでの間は、関係書類を保存しなければならない。

(報告等)

第 13 条 市長は、処分制限期間中において必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(協力)

第 14 条 交付決定者は、脱炭素先行地域内における電力消費に伴う二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現するため、脱炭素先行地域づくり事業の取組に資する事項として市長が必要と認めるものについて協力するものとする。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

1 太陽光発電設備

補助対象者	脱炭素先行地域内において、事業所等に太陽光発電設備を設置する者（PPA 契約であるときは PPA 事業者とし、リース契約であるときはリース事業者とする。）又は市との契約に基づき公共施設に太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国要領別紙 1 の 1 事業の要件（ケを除く。）及び 2 交付対象事業の内容のアの（ア）に定める交付要件を満たすこと。 (2) PPA 契約又はリース契約により太陽光発電設備を設置する場合は、補助金の充当により、サービス料金又はリース料金から補助金充当額相当を減ずること。 (3) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金の額	補助対象事業費（国要領別表第 1 に定めるものをいう。）の 2/3 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

2 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

補助対象者	脱炭素先行地域内において、事業所等に充放電設備を設置する者（リース契約により充放電設備を設置する場合は、当該リース契約の相手方であるリース事業者）又は市との契約に基づき公共施設に充放電設備を設置する事業者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国要領別紙 1 の 1 事業の要件（ケを除く。）及び 2 交付対象事業の内容のイの（キ）に定める交付要件を満たすこと。 (2) リース契約により充放電設備を設置する場合は、補助金の充当により、リース料金から補助金充当額相当を減ずること。 (3) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金の額	補助対象事業費（国要領別表第 1 に定めるものをいう。）の 2/3 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

3 高効率照明器具 (LED)

補助対象者	脱炭素先行地域内において、事業所等に高効率照明機器を設置する事業者（リース契約により高効率照明機器を設置する場合は、当該リース契約の相手方であるリース事業者）又は市との契約に基づき公共施設に高効率照明器具を設置する事業者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国要領別紙 1 の 1 事業の要件（ケを除く。）及び 2 交付対象事業の内容のウの(テ)に定める高効率照明機器の交付要件を満たすこと。 (2) リース契約により高効率照明機器を設置する場合は、補助金の充当により、リース料金から補助金充当額相当を減ずること。 (3) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金の額	補助対象事業費（国要領別表第 1 に定めるものをいう。）の 2/3 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

4 ZEB

補助対象者	脱炭素先行地域内において、市との契約に基づき公共施設に省 CO2 等設備を設置する事業者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国要領別紙 1 の 1 事業の要件（ケを除く。）及び 2 交付対象事業の内容のウの(ケ)に定める ZEB の交付要件を満たすこと。 (2) リース契約により省 CO2 等設備を設置する場合は、補助金の充当により、リース料金から補助金充当額相当を減ずること。 (3) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金の額	補助対象事業費（国要領別表第 1 に定めるものをいう。）の 2/3 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）